

大分県不妊治療費等助成金給付申請書

下記のとおり、大分県不妊治療費等助成金の給付を受けたいので、大分県不妊治療費等助成金給付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記		
	(ふりがな) 氏名	生年月日
夫	()	年 月 日生 (歳)
妻	()	年 月 日生 (歳)
住所(※1)	電話番号 ()	
住所(※2)	電話番号 ()	
(申請者の配偶者氏名)		
申請者 氏名	(印)	(印)
申請金額	金 円	(夫及び妻が記名押印) ※3
年 月 日	大分県知事 殿	
本件申請に係る医療保険適用外の不妊治療費等について市町村からの助成金受領の有無及びその金額	有・無	円
他の都道府県、指定都市及び中核市における過去の不妊治療費助成の有無	無・有 →	年度 他都道府県等名 _____ 年度 他都道府県等名 _____ 年度 他都道府県等名 _____ 年度 他都道府県等名 _____

- ※1 夫婦の住所を記入してください。
- ※2 夫婦の住所が異なる場合(単身赴任等で夫と妻が異なる場所に住所を有する場合)に記入してください。
- ※3 夫婦べつべつの印鑑を使用してください。

保健所記入欄			
申請受理年月日		(給付・不給付)決定年月日	
過去に受けた助成	無・有 → 受けた年度・回数 _____	受給者番号	
今年度の既給付額	円	給付決定額	円

(添付書類)

1. 医療実施証明書(第2号様式)
2. 特定不妊治療実施証明書(第2-2号様式)
※特定不妊治療の一部を他の医療機関に依頼した場合で、第2号様式における領収金額が15万円未満である場合に添付してください。
3. 薬剤内訳証明書(第3号様式)
※院外処方による投薬がある場合で、第2号様式における領収金額が10万円(特定不妊治療の場合は15万円)未満である場合に添付してください。
4. 法律上の夫婦であること等を証明する書類(下記参照)
5. 大分県不妊治療費等助成金給付申請に係る同意書(第4号様式)
6. 県外居住についての申立書(第5-1号様式)
※夫婦のいずれか一方が県外に居住している場合に提出して下さい。
7. 大分市居住についての申立書(第5-2号様式)
※夫婦のいずれか一方が大分市に居住している場合に提出して下さい。
8. 夫及び妻の前年の所得額が確認できる書類(1月から5月までの申請については前々年の所得額)
※特定不妊治療を実施した場合に添付して下さい。
9. 必要に応じて、その他の書類を求めることがあります。

法律上の夫婦であること等を証明する書類

種 別	証 明 書 類
夫及び妻が日本国籍を有し、かつ、同一世帯の場合	夫又は妻が世帯主の場合 ・夫婦の住民票の写し(続柄を記載)
夫及び妻が日本国籍を有し、かつ、別世帯の場合	夫及び妻が世帯主でない場合 ・夫婦の住民票の写し(戸籍筆頭者・続柄を記載)
夫又は妻のいずれか一方が外国籍の場合	夫婦が同一世帯の場合 ・住民票の写し(大分県内居住者のもの) ・戸籍謄本 ・外国人登録原票記載事項証明書(配偶者名を確認できるもの)(大分県内居住者のもの)
夫及び妻が外国籍の場合	夫婦が別世帯の場合 ・住民票の写し(大分県内居住者のもの) ・戸籍謄本又は外国人登録原票記載事項証明書(配偶者名を確認できるもの)
	外国人登録原票記載事項証明書(配偶者名を確認できるもの)(大分県内居住者のもの)

治療の内容・結果および妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する
説 明 書

(1) 報告の目的

厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、行われた特定不妊治療の内容・結果および妊娠の経過について、日本産科婦人科学会を通じた報告への協力を求めています。

これを集計し分析することにより、厚生労働省は、助成事業の成果を把握し、今後の助成事業の制度を一層充実していく上で検討の参考とすることができます。また、行われた治療の効果を把握することにより、わが国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることができます。

さらに、厚生労働省は、助成事業を実施する都道府県・政令市に対し、集計・分析結果を提供し、都道府県・政令市も事業の成果を把握し、助成事業の充実に役立てることができるようにしています。

(2) 報告の内容・方法

各医療機関から、(社)日本産科婦人科学会のデータベースを通じ、下欄の項目の統計情報として、厚生労働省に報告されます。

報告には個人名の記載はなく、内容は統計的に集計され、行政側は全国の患者さんの状況について総計として把握することとなります。個人が特定されることはなく、プライバシーは厳守されます。

報告・集計される項目

[報告は医師が行います。患者さんが行うことはありません。]

I 治療から妊娠まで

- (1) 患者（女性）の年齢
- (2) 不妊の原因
- (3) 治療の内容、妊娠の有無

II 妊娠から出産まで

- (4) 妊娠・出産の状況
- (5) 生まれた子の状況

以前の受給歴について以前にお住まいの自治体に確認を行うことに関する
説 明 書

この助成金は、限られた公費予算からの公正な支出を行うため、
1 夫婦あたりの支給回数の上限が決められています。

転入された方は、以前にお住まいの自治体に、
この助成金の以前の受給状況を確認することがありますのでご承知ください。
なお、情報の取り扱いには十分留意し、プライバシーは厳守します。